

平成26年6月19日参議院文教科学委員会質疑

○松沢成文君 みんなの党の松沢成文でございます。

おととい、火曜日の質問で私も、多くの委員も取り上げておりましたが、日本の大学の国際社会の中で見たランキングを含めて評価の低さ、これどこにあるのか、こういうこともお聞きしまして、大臣からも様々な見解をいただいて、賛同できるものが本当に多かったです。

ほかの委員さんからも今日もいろんな質問がありましたけれども、私なりにちょっと総括させていただくと、日本の大学というのは、大学経営というガバナンスとかマネジメントの分野でも、あるいは大学の研究や教育を担当する教授陣の分野でも、それから学ぶ側の学生たちの分野でも、やっぱり藤巻先生言うように、なかなか競争原理というのが働いていないなど。ただ、企業のような競争原理だけじゃ大学教育というのは割り切れない部分があると思いますから、言葉を換えるとすると、より良きものを求めようとするインセンティブ、あるいはそのためのモチベーションを發揮しやすいような組織とか運営がしっかりできていないから、日本の大学の国際的な評価が低いんじゃないかなというふうに総括すると感じたんですね。

今日はちょっと具体的に、そういう観点から幾つかの問題点を指摘させていただいて、質問をさせていただきたいと思います。

まず第一点目は、学長の選考会議なんですけれども、国立大学の学長選考というのは、国立大学法によって、経営協議会の学外委員、これ外部の意見と、教育研究評議会の学長以上を除く委員、学内の委員、それぞれ同数をもって構成される学長選考会議において、学内のみならず学外の意見も反映しつつ適任者を選考するというふうになっています。これ、言葉を捉えると理想的な制度なのかなとも思います。

ただ、しかし、ここにはまた大きな情報格差があって、学外委員の方は年に何回かしかこういう会議に出てこないわけですね。ですから、大学の中の状況というのは分かっていません。もちろん、世間一般の動きについては、様々な専門分野で大学の中にいる方が知れない部分を持っているんだと思うんですが、ただ一方、学内の委員さんたちは教授陣ですから、学内の情報にたけているだけじゃなくて、その情報をうまく交換し合って、一つの作戦も練れるわけですね、言い方は悪いですけども。ですから、ここには、それでまた、学外の委員は一人一人が個の状況ですから、一緒に連携して動くというよりも、その専門的な意見を聞いていくわけですね。そうすると、この力関係で見

ると、議論のリードの仕方を見ると、やっぱり圧倒的に情報量の格差で学内委員主導の学長選考が行われていく傾向が強いんですね、強いんです。

実は、私もある私学の、これは理事長選考でしたけれども、その選挙に巻き込まれた経験がありまして、大変な多数派工作です。最後はやっぱり教授陣たちの連携、良く言えば連携ですよ、チームワーク、悪く言えば談合の力みたいなもので持っていかれちゃうわけですね。ですから、なかなか既得権維持で新しい外の風が入らないというか、そういう抜本的に民間の人に新しいマネジメントをやらせてみようという形になっていかないわけなんです。これ、情報の格差があるんですね。今回半数、半数にしても、私はこの実態というのはなかなか変わっていかないんじゃないかなという危機感を持っているんですね。

それで、この情報格差を埋めるために、より一層その学長候補の、あるいはそれを選ぶ環境の情報の提供開示というのは必要だと思うんですが、アメリカではここで外部のリサーチ機関を使って、どういう人材がいるのか、あるいはその人材がどういう実績を持っていて、どういう能力があるのか。これも全てこのリサーチ機関が提供して、そういう情報を基にしっかりと誰が適任かを選んでいくと、こういう形になっているんですね。

そこで、この学長選考会議において、そのような外部のリサーチ機関を使うなり、日本でそういう機関があるかどうか分からないけれども、あるいは国立大学においては、文部科学省がそういうリサーチも要望があれば助けてあげる、あるいは文科省が直接やるのは難しいとしたら、各大学に外部のリサーチ機関も使ってそこに委託してしっかりとした情報を集めて、適正に判断してほしいというような方向付けをしてあげる。こういうことは私は必要じゃないかなと思ひまして、まず大臣の御見解を伺いたいと思います。

○国務大臣（下村博文君） 学長選考会議は学内のほか、御指摘のように社会の意見を学長選考に反映する仕組みとして設けられたものがありますから、学長選考会議が主体的に選考を行うためにも、学内委員だけでなく学外委員に対しても十分な情報を有した上で学長選考に携わることは、これは必要なことだというふうに思います。

文科省としては、学長選考会議の学外委員がその求められる役割を十分果たすことができるよう、学外委員に対する積極的な情報提供、また多くの学外委員の出席が可能となる会議日程の設定、あるいは欠席した学外委員に対するフォローアップなど、経営協議会自体の運用

の改善を促していくこととしているところであります。

同時に、学長選考会議についても、特に学外委員について、会議への出席の確保、積極的な情報提供に努め、議事に積極的に関与することができるような運営に努める必要性について、施行通知等を通じて周知を図っていくこととしております。

また、今回の法改正においては、学長選考会議が定める基準により選考を行うことを義務付けることとしているということもあります。この基準は、学長選考会議による学長候補者の所信表明の機会の設定やヒアリングの実施など、学長選考会議自らが主体的な選考に当たって必要な情報を得ることができるような具体的な方法が盛り込まれていることを想定をしております。

大学の学長については、学長選考組織が自らの責任と権限の下で選考すべきものでありまして、国が学長候補者に関する情報を調査するリサーチ機関を設置することや、各法人にリサーチ機関を利用することを一律に求めるということは考えておりませんが、各大学において学長選考会議、経営協議会における運用の改善等が進むことによりまして、学長選考会議の学外委員と学内委員の情報格差の是正が進むことが期待できるのではないかとというふうに考えております。

[○松沢成文君](#) 是非ともそういう情報開示が進むように、しっかりとサポートはしてあげていただきたいなと思います。

次に、学長、いいリーダーが選ばれた。そのリーダーに今回の法改正によってある意味で権限が強化されるわけですね。教授会との関係も、自分が選ばれた以上、かなりその人のポリシーに従って大学運営ができるようになったわけなんです。

ただ、もう一つ、本当にリーダーシップを発揮させてあげるには権限をしっかりと与えることと、その権限に見合った財源ですよね。つまり、自分のポリシー、政策を進めるための権限と同時に、それを行うための予算、これが車の両輪としてないと、結局何もできないことになってしまう可能性も強いわけです。

それで、国立大学における学長の裁量経費が大学予算の1%にも満たないというところも多いやに聞いているんですけども、私も知事をやった経験から、人に物を任せるとき、どこかの機関の長に任せるときには、その権限と同時にしっかりと予算も保証してあげないと、やっぱり改革というのが前に進んでいかないんです。

そういう意味で、学長がリーダーシップを発揮して抜本的な改革を進めるためには、学長の裁量経費を拡大をしていくこと、これは私は

絶対に必要であると思うんですが、もちろん大学の自治の問題があるので文科省が各大学の予算をこうしなさいと上から強制することはできませんが、やはりそういう方針は打ち出していただかないと本当のリーダーシップは取れないのじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣（下村博文君） 松沢委員から御質問、通告を受けていましたので、1%にも満たないということですね。各大学がどれぐらいか、ちょっと私調べてもらったんですけども、全部は申し上げませんが、例えば東京大学は学長裁量経費が0.8%、運営費交付金に対する割合ですね、1%満たしてはいないんですが、しかし予算は七億円なんですね。これは大臣の裁量レベルから比べると百倍以上のレベルだなと思ったところであります。

ただ、御指摘のとおり、国立大学において学長がリーダーシップを発揮して改革を進めていく上で更に学長裁量経費を有効に活用していくということは、これは極めて重要であるというふうに考えます。現在、全ての国立大学で学内資源の総点検や寄附金などの自己収入の拡大努力などを通じ学長裁量経費を設定しておりますが、その充実のため、国としては基盤的経費や競争的経費の間接経費を確実に措置することが重要な方策の一つと考えております。

このため、厳しい財政状況の中ではありますが、平成二十六年度の予算において国立大学法人運営費交付金の増額を図るとともに、文部科学省の所管する競争的資金の全てにおいて間接経費を30%確保したところでもあります。

今回の法案によりまして学長のリーダーシップを高めるとともに、今後とも各大学が学長裁量経費を拡充できるよう支援することによりまして、それぞれの特性を生かした改革が進められるよう、その環境醸成に努めてまいりたいと考えます。

○松沢成文君 よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、ちょっと私学の件をもう一度伺いたいんですけども、今回の改正案では、副学長や教授会の役割の明確化というのを除くと、主に国立大学についての改正項目が多いわけですね。

ただ、一方で、この前も議論しましたが、全国の今の大学数が七百八十二校、そのうち国立大学というのは僅か八十六法人ですよ。したがって、日本では私立大学が六百六法人と、約八割弱の大学は私学なわけですね。したがって、安倍総理が目的にしている世界で勝つ大学というのを目指すのであれば、国立大学だけじゃなくて私立大学の

強化についても私は様々な改革の方向性をやはり示していくべきだというふうに思っているんです。

そこで、これもアメリカの大学の比較になってしまいますが、アメリカの大学というのはほとんど私学で、国立はありませんから、公立の大学というのは州立大学ぐらいですよ、ごく僅かですが、この研究資金の八割を外部から調達しているんです。このことが、大学間だけじゃなくて、実は研究者個人までこの競争原理が働いているというところが大きな特徴だと聞いております。こうやってアメリカの大学というのは日々競争にさらされているからこそ優秀な研究者を確保する、それが研究資金の増大につながる、そして世界での評価の向上につながって、優秀な学生もどんどん集まってくるという好循環が生まれているそうであります。

世界で勝つ大学というのを目指すのであれば、より一層大学間、研究者間で競争が図られて民間から資金が集まるような、そういう仕組みにしていけないといけないと考えますけれども、この辺りは大臣、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣（下村博文君） 私の友人にもハーバード大学の教授がいるんですけども、日本人で。教授を続けられるかどうかは自ら資金が集められるかどうかにかかっているということで、日本の大学の教授とは全然違うと。それはそれで相当大変であります、それだけやりがいもあるという感じもいたしますが、かなり過酷な競争原理の中でやっているというところは違うところがあると思います。

〔委員長退席、理事石井浩郎君着席〕

現在、日本の私立大学の収入は、御指摘のように約八割が学生等納付金で賄われ、私学助成による収入は一割にとどまっていると。私学助成の拡充による財政基盤の充実が、これは当然重要なことであるというふうに思います。また、教育研究の更なる充実のためには、寄附金を始め民間資金などの多様な財源の確保や競争的資金の獲得に努めるなど、大学間で互いに切磋琢磨することもこれから更に重要だというふうに思います。

学校法人に対する寄附については税制上の優遇措置が設けられているところではありますが、平成二十三年には学校法人への個人寄附に係る税額控除制度を導入するなど、寄附を促進する環境整備に努めてきておりますが、まだ十分に知れ渡っていないというふうに思いますし、また寄附文化のアメリカとはちょっと違うところがあって、必ずしもアメリカのようにすぐ広がるということではないと思いますが、しっ

かり促進をさせるようなフォローアップは必要だと思います。

また、研究資金につきましては、国公私に共通するものとして、多様で独創的な研究活動の推進を図るため科学研究費助成事業などの競争的資金が設けられるとともに、大学教育改革の支援のため競争的な事業を実施するなど、教育研究の競争的な環境の形成に取り組んでいるところでもあります。

文科省としては、引き続きトータルの施策、また多様な財源の活用等を図ることによって教育研究の充実、特に私学においては大変に経営厳しいところもある中、そのような直接的な支援と間接的な支援、またその環境整備に向けてしっかり対応してまいりたいと思います。

○松沢成文君 私もちよっと勉強させていただいたんですが、アメリカにおける資金、私学の資金調達のパターンというのは二つあると聞きます。一つ目が、研究者が提案したものを同じ分野の他の研究者が評価して、それをパスした提案に研究資金が渡されるというもの、これは主にバイオテクノロジーなんかで有名なNIH、国立衛生研究所やNSF、全米科学財団などで採用しているそうです。二つ目が、あらかじめ決まっているプロジェクトを実行する上で最もふさわしい研究機関あるいは研究者を政府が選ぶという方式、これは国防関係やNASAのプロジェクトなどに使われているようであります。

これに対して、大臣のお話にもありましたが、日本の私立大学は、私立大学等経常費補助等、基本的に大学単位にまとめて資金がどんと渡されて、半自動的に研究者へもそこから資金が入ってくる仕組みになっているんですね。

また、資金配分基準に関しても、微調整はあるものの、大学あるいは研究者の研究成果にかかわらず、過去の配分実績でそれを基に毎年同じように支給されると。

これじゃ大学間あるいは研究者間で競争のインセンティブが働かないですね。教育者がその結果育たないだけでなく、大学自体が衰退してしまうと思うんです。

したがって、今後、国からの補助金に対しても、大学間あるいは研究者間において競争が図られるような仕組みを導入していかないといけないと考えていますけど、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣（下村博文君） 私立大学等経常費補助金は、私立大学等の教育条件の維持向上、学生の修学上の経済的負担軽減、私学経営の健全性の向上を目的として、教職員数や学生数に基づいて算定される一般補助を基本とした基盤的経費であります。

一方、私立大学等の教育研究の活性化に向けためり張りある配分を行うため、一般補助について学生定員の充足状況等に応じた傾斜配分を行うとともに、大学院機能の高度化や国際化など、各種の取組に対応して算定される特別補助という仕組みもあります。

また、平成二十五年度より、私立大学等における一層の改革を促すため、私立大学等改革総合支援事業を実施しております。これは、全学的な教育の質的転換を行うとか、また地域社会への貢献、社会人受入れの強化をするとか、あるいは産業界や国内の他大学との連携を行うとか、語学教育強化、国際環境整備などのグローバル化を行うと、こういう四つの観点についてそれぞれ積極的な改革を行っている私立大学等を選定して重点的な配分を行うというふうにしております。

文科省としては、私立大学等経常費補助金の配分に当たりまして、基盤的経費の安定的な配分と教育研究の面で取組に応じた重点的な配分、その両方を通じまして私立大学等の基盤整備と改革を促してまいりたいと考えます。

[○松沢成文君](#) 最後に、競争的資金制度についてちょっと内閣府の方
に伺いたいんですけども、この競争的資金制度というのは、競争的な研究環境を形成し、研究者が多様で独創的な研究開発に継続的、発展的に取り組む上で基幹的な研究資金制度だと言われています。

アメリカでは、徹底的に第一線の研究者の精査を受けるわけですね。全米科学財団の例では、研究者の提案全てに最低三名以上の第一線で活躍する研究者の評価を受けることになっています。また、評価を受ける研究者は、大学に所属する研究者に限らず、産業界の研究者や外国の研究者までも含まれて、こうした厳格な審査を経るからこそ、研究の成果だけでなく、研究者の質も併せて向上するそうです。

ちなみに、アメリカでは、研究内容に主軸が置かれるために、ノーベル賞受賞者の提案も落とされたり、あるいは無名大学の若手教授の提案だって中身が良ければどんどん採択されると、こういう形になっているそうなんです。

日本でも、実は、大学間若しくは研究者間で競争が図られるということを目的にこの競争的資金制度を設けておりますが、この適用範囲が狭いことや審査内容も不十分なことが多い。特に、審査過程では、各省庁によって、各省庁持っていますので、審査規定、審査委員の選考基準など統一的なルール化がされておりませんで、省庁によっては、研究内容はもとより、提案してきた教授が著名だからとかいうのでその大学が、あるいはその大学が有名大学であるからといった、そんな

要素が影響しちゃっているんじゃないかとも言われております。

したがって、この競争的資金制度に対する予算の拡充に併せて、この審査過程、審査委員の選考基準などの最低限の統一的な審査基準ということをしていくということを検討する必要があると考えますけれども、内閣府の方でいかがでしょうか。

○政府参考人（倉持隆雄君） お尋ねの基幹的な研究資金制度であります競争的資金制度でございますけれども、これは目的や特性に応じて今現在多様な制度が設けられております。これらにつきましては、制度の目的に応じて、御指摘のように、専門家による評価に基づく課題選択というものが行われておりますけれども、公的研究費による支援対象にふさわしい優れた研究が選定されるために十分な審査が行われる必要があるということは御指摘のとおりだというふうに認識しております。

この競争的資金制度が我が国の研究力の強化につながっていくことが非常に重要であるということから、去る五月二十三日の総合科学技術・イノベーション会議に原案が提出された科学技術イノベーション総合戦略二〇一四というのがございますけれども、そこでも研究資金制度の再構築に取り組もうというふうに行っているところでございます。

具体的には、この競争的資金につきましては、研究者が研究活動に専念できて、基礎から応用、実用までシームレスに研究を展開できるように、制度間のつなぎや使い勝手に着目した制度の再構築に取り組むとともに、まさに御指摘のように資金配分機関におけるマネジメントを強化すると、そういったことを進めることとしております。こうした取組の中で、公正かつ透明で質の高い審査が確保されるように努めていくということとしております。

御指摘のように、各省いろんな制度がございますので、その実態についても我々としても把握して進めていきたいと考えておるところでございます。

○松沢成文君 最後に。これ、文科省の競争的資金の制度のこれ審査基準とか規定はかなりしっかりされているんですね。ただ、どことは言いませんが、他の省庁だと結構曖昧なところがあって、その学者さんにすごくお世話になっているとか、いろんな審議会で委員を協力してもらっているとかいうのもあるのかもしれませんが、かなりきちっとした基準の中で審査されているというよりも、様々なコネクション重視かなというところもあるので、是非とも内閣府の方で、政府として統一的なきちっとした透明な基準を作っていくって、本当にいい研

究に対してきちっとサポートできるようにしていただきたいなという
ふうに思います。

以上、要望です。ありがとうございました。